

学校と地域を結ぶ
地域連携教員のガイドブック
[平成28年度版]

平成28年3月
栃木県教育委員会

目 次

はじめに	1
○地域連携教員の設置に関する指針	2
ガイド1 国における学校・家庭・地域の連携の推進	3
ガイド2 学校・家庭・地域の連携に関する県教育委員会の取組	5
ガイド3 地域連携教員設置の目的	8
ガイド4 地域連携の視点と期待される効果	9
ガイド5 地域連携教員の職務	10
ガイド6 地域と連携した活動を進めるために	
1 計画の作成及び見直し	12
2 校内研修の計画・運営	13
3 学校の情報発信や地域の情報収集	14
4 活動に関する連絡調整	15
5 実践と評価の蓄積	16
ガイド7 問い合わせ・相談先	17

《参考資料・様式》

① 学習指導要領（一部）	18
② 第2期教育振興基本計画（一部）	19
③ 平成27年度全国学力・学習状況調査（一部）	19
④ 地域連携が学校経営に与える効果に関する調査研究	20
⑤ 地域連携の4つの視点を活用した活動内容について（例）	21
⑥ 学校と地域の状況について（例）	21
⑦ チェックシートを活用した地域連携の取組状況について（例）	22
⑧の1 地域連携推進計画1（例）	23
⑧の2 地域連携推進計画2（例）	24
⑧の3 生涯学習全体計画へ位置付けた計画（例）	25
⑨ 年間活動計画（例）	26
⑩ 校内の二一ズ調査（例）	27
⑪ 組織に応じた地域連携に関する活動（例）（県立校等学校）	28
⑫ 事前打合せ用紙（例）	29
⑬ 学校からのお願い（例）	30

はじめに

21世紀は知識基盤社会の時代であると言われ、子どもたちが主体的に学び続ける力や課題を解決する力、他者や自然と共生する力などを身に付けていくことが一層求められています。

そのためには、生涯にわたって学び続ける基盤が培われるよう、社会全体で子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育成していくことが重要です。

県教育委員会では、平成28年3月に策定した「栃木県教育振興基本計画2020—教育ビジョンとちぎ—」において、「とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって ともに歩み続ける人間を育てます」という基本理念を定めました。未来を担う子どもたちが、地域から学んだり、地域に貢献したりするという地域に関わる経験は、自分が社会的な存在であることを認識することにつながります。多様な体験や多くの地域の方々との関わりを通して、子どもたちの社会性やコミュニケーション能力は育まれ、またその中で地域の方に認められたり、励まされたりすることにより、自尊感情や自己肯定感が育まれます。

このような意味から、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を生かして責任をもって取り組んでいくことが、今後更に求められます。

県教育委員会では、学校・家庭・地域の連携を一層推進していくために、平成26年度から各公立学校に「地域連携教員」を設置し、その活動を支援するための各施策を進めております。

本ガイドブックは、「地域連携教員」が、学校・家庭・地域が連携する重要性を理解し、地域の教育力を生かした教育活動をより充実させていくための一助となるよう毎年作成しているところです。本ガイドブックをそれぞれの学校や地域の実態に応じて御活用いただき、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの「生きる力」を育み、地域に根ざした特色ある学校づくりが更に推進されることを期待しております。

平成28年3月

栃木県教育委員会教育長 古澤 利通

地域連携教員の設置に関する指針

(平成 26 年 2 月 14 日栃木県教育委員会教育長決裁)

第 1 目的

各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的とする。

第 2 対象

本指針の対象校は、栃木県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）とする。

第 3 指名

地域連携教員は、対象校の教職員であって、次に該当する者のうちから、所属校の校長が指名し校務分掌に位置づける。

- (1) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 に規定する社会教育主事の資格を有する者
- (2) 校長、教頭でない者
- (3) 学校の状況により、(1)(2)の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。
 - ① 地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者
 - ② 学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

第 4 職務

地域連携教員は主に次の業務を行うものとする。

- (1) 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること
- (2) 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること
- (3) 学校と地域が連携した取組の充実に関すること

第 5 留意事項

- (1) 地域連携教員は、前項の業務を行うに当たっては、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）その他の関連法令の趣旨を踏まえ、生涯学習の視点に立って行わなければならない。
- (2) 校長は、地域連携教員が果たすべき職責を鑑み、校務上の調整、研修への参加、その他の必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第 6 任期

- (1) 地域連携教員の任期は、指名された日の属する年度の末日までとする。
- (2) 地域連携教員は、再任されることができる。

第 7 その他

- (1) 県教育委員会は、地域連携教員が十分に職務を遂行することができるよう、研修その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 県教育委員会は、地域連携教員の活動状況の把握に努めるものとする。
- (3) 県教育委員会は、地域連携教員の設置に関して評価を行い、必要に応じて指針の見直しを図ることとする。

第 8 委任

この指針の実施細目は、別に定める。

附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

少子高齢化や核家族化の進展等によって、教育を取り巻く環境は大きく変化し、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下等が指摘されています。

このような状況を踏まえ、H18年の教育基本法の改正では、「人格の完成」や「個人の尊厳」等今までの普遍的な理念を大切にしつつ、今日求められる教育の理念や目的等を定め、「生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」や「国家・社会の形成に主体的に参画する国民」等の育成を目指していくことが示されました。

教育全体を通して上記の理念や目的等を実現していくためには、子どもたちに、生涯にわたって学習する基盤が培われるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成等をバランスよく図ることが重要です。そのためには、学校・家庭・地域が連携し社会全体で教育を進めていくことが求められています。

このような中、平成28年1月に『「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～』が策定され、地域と学校の連携・協働を強力に推進するプランが示されました。

(1) 教育基本法の改正（H18）

教育基本法の改正では、第3条「生涯学習の理念」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等が規定されました。

教育基本法

第3条 生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第6条の2 学校教育

前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第13条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(2) 学校教育法・学校教育法施行規則の改正（H19）

学校が家庭・地域と連携し信頼される学校づくりを推進していくためには、学校の情報を保護者や地域住民に積極的に公開し、教育活動の成果や課題を共有していくことが大切です。そのため、学校教育法での学校評価及び情報提供に関する規定、学校教育法施行規則での自己評価等の規定が設けられました。

学校教育法（以下の規定は、中学校・高等学校・特別支援学校にも準用）

第42条 学校の評価

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 情報提供

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

学校教育法施行規則（以下の規定は、中学校・高等学校・特別支援学校にも準用）

第66条（自己評価の実施・公表）

第67条（学校関係者評価による評価の実施）

第68条（評価結果の設置者への報告）

(3) 学習指導要領（小・中学校H20、高等学校H21）

《p.18 参考資料①》

学習指導要領でも、家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流についてその重要性が明記され、各学校での開かれた学校づくりに向けた取組が一層推進されています。

(4) 第2期教育振興基本計画（H25）

《p.19 参考資料②》

第2期教育振興基本計画においては、基本的方向性の4「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」において、「社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進」「地域とともにある学校づくりの推進」が位置付けられています。

(5) 『「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～』（H28）

一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、平成27年12月にとりまとめられた中央教育審議会の三つの答申（※）の内容の具体化を強力に推進するため策定されたたプランにおいて、コミュニティ・スクールの推進や地域連携担当教職員（仮称）の法令上の明確化、専門性に基づくチーム体制の構築、地域学校協働活動の推進等、地域と学校の連携・協働を一層推進する施策が明示されています。

※中央教育審議会答申

- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」

栃木県教育委員会では、生涯学習の理念に基づき、児童生徒の生きる力を育成するために、平成 27 年度で終了する「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」（H23）や「新・とちぎ学びかがやきプラン（栃木県生涯学習推進計画四期計画）」（H23）の成果と課題を踏まえ、新たに制定された「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」（H28）や「とちぎ輝き『あい』育みプラン（栃木県生涯学習推進計画五期計画）」（H28）を基に、学校教育と社会教育の双方から学校と地域が連携した各種施策を推進していきます。

(1) 学校教育での主な取組

マスタース・ボランティア・プロジェクト（小・中・県立学校）

平成 25 年度から、退職した教職員にボランティアとして学校を支援していただくマスタース・ボランティア・プロジェクトを実施しています。退職教員がもつ豊富な知識や経験を生かし、学校の状況をよく理解した上で、学校が求める支援内容に応じた様々な教育支援を行っています。

ふるさと学習（小・中学校）

「とちぎふるさと学習」資料集やホームページ等を活用して、小・中学生が県の歴史や自然等について十分に理解し、県民として自信と誇りをもって行動できるようにするとともに、国際社会で活躍できる人材の育成を目指しています。

ジュニア・キャリアアドバイザー事業（県立高等学校）

高校生がリーダーとなって、小・中学生と一緒にものづくりなどの体験活動等を行うことによって、児童生徒の多様で幅広い人間関係の形成と、学ぶことや働くことの意義についての理解、望ましい勤労観・職業観、コミュニケーション能力などの育成を図ることを目的としています。

高校生学力向上総合支援事業（県立高等学校）

高校生の基礎学力や学習意欲の更なる向上はもちろん、主体的・協働的な学習を通じて、自ら課題を発見し仲間と協力して解決を見出していく思考力・判断力・表現力等を育成します。この取組により、コミュニケーション力等の人間関係形成能力、地域課題に積極的に取り組む意欲、社会参画力を養うことで、将来の本県の発展を支える人材を育成します。

県立高校未来創造推進事業（県立高等学校）（一部継続）

県立高等学校が、「進路実現」「地域資源活用」「コミュニケーション力育成」「理数教育の充実」「グローバル人材育成」「情報教育の充実」の6つのプロジェクトの中から自校の特色に応じて選択し、魅力と活力ある学校づくりを目指すことを目的としています。この取組の中で、県内の高等教育機関と連携して専門的な知識を学習したり、地域の企業と連携して商品開発を行ったりするなど、各校の特色を生かした活動が展開されています。

起業家精神育成事業（県立高等学校）

県立高等学校の職業系専門学科で学ぶ高校生が企画し、地域の企業の協力を得ながら商品開発や販売実践を行うことにより、起業家精神を養い、グローバル社会に対応できる人材を育成することを目的としています。生徒はそれぞれの活動を通して身に付けた起業家精神を発揮し、夢の実現に向けてチャレンジしています。

交流及び共同学習推進事業（県立特別支援学校）

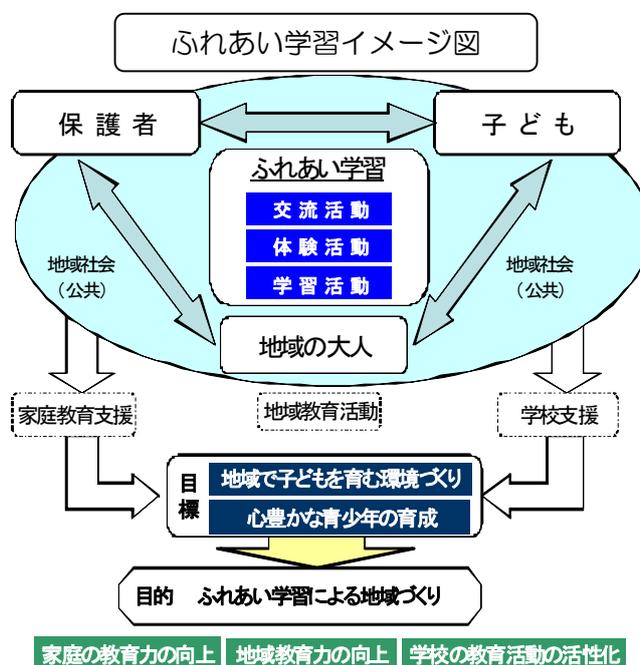
特別支援学校の児童生徒等の経験を広め、社会性や豊かな人間性を育むために、小・中学校等との交流及び共同学習を計画的、組織的に行う機会を積極的に設け、相互理解の促進を図ることを目的としています。

(2) 社会教育での主な取組

ふれあい学習の推進

学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動を「ふれあい学習」として推進しています。

子どもを核とした地域づくりは、家庭や地域の教育力の向上や学校教育の活性化につながっています。



学校支援ボランティアの推進

各学校での学校支援ボランティアや学校支援地域本部の活動を促進するため、学校支援に関わるボランティアやコーディネーターに関する研修（学校支援ボランティア活動推進セミナー）等を実施しています。

放課後子ども教室の推進

地域の教育力を生かして、放課後や土曜日等の子どもたちの安全安心な居場所づくりや多様な体験活動・交流活動の促進を目的に、放課後子ども教室を実施しています。

アカデミアとちぎ推進事業（県立学校）

県立学校が有する専門的な教育機能や施設、設備等を地域社会に開放し、地域の方に、一般的な教養や専門的知識、技術に関する学習機会を提供しています。

家庭教育支援の推進

子育てへの不安や悩みをもつ保護者を支援し、家庭教育の充実に寄与するため、県で開発した親学習プログラムの活用を通して、家庭教育支援を進めています。また、地域の教育力を生かして家庭教育支援を進めるため、親学習プログラム指導者研修や家庭教育オピニオンリーダー研修を実施し、人材の養成を行っています。

親学習プログラム・親学習プログラム指導者

保護者同士の交流を通して、子育ての悩みを解消したり子育てに必要な知識やスキル等を主体的に学んだりする学習プログラム。思春期の子どもをもつ保護者を対象とした「思春期版」もある。親学習プログラム指導者は、このプログラムを活用してファシリテーターとして学習活動を進行する。県総合教育センターで研修を実施し、養成している。

家庭教育オピニオンリーダー

地域等において主体的に家庭教育に関する学習や相談活動を行い、地域に根ざした支援や援助ができる人材として、県総合教育センターで研修を実施し、養成している。

(3) 社会教育主事有資格教員の養成

社会教育主事有資格教員とは、国が実施する社会教育主事講習を修了し、社会教育主事となる資格をもつ教員のことです。栃木県では、学校・家庭・地域の連携を進め、地域の教育力の向上を図ることを目的に、公立学校での全校配置を目指し、教員を計画的に社会教育主事講習に派遣し養成しています。

学校と地域が連携した多様な教育活動の充実の必要性が高まる中、社会教育主事有資格教員のもつ知識やスキルを学校教育においても有効に生かすなど、学校・家庭・地域の連携の推進役としての活躍が期待されています。

社会教育主事

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導をしたり、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言をしたりする者。

社会教育主事講習を受講するなど、社会教育法に規定された資格を有する者が教育委員会により発令されることで社会教育主事となる。

【社会教育主事有資格教員として期待される役割】

○学校・家庭・地域との連携のための校内のコーディネート

- ・ボランティアや様々な機関との連携、活動の企画・運営

○社会教育の手法を生かした支援

- ・校内研修やPTA研修会、家庭教育学級での参加体験型の学習を取り入れた研修

○教育情報の収集と発信

- ・地域の課題やニーズの把握・分析、学校からの情報発信

○地域における社会教育活動

- ・地域のボランティアグループへの参画 等

**ガイド
3**

地域連携教員設置の目的

「地域連携教員の設置に関する指針」を確認しましょう

(1) 地域連携教員設置の目的

「地域連携教員の設置に関する指針」にあるとおり、この地域連携教員の設置の目的は、地域連携に関する学校の窓口を明確にすることで校内の体制を整備し、学校と地域が連携した教育活動を効果的・効率的に展開していくことです。そのことによって、児童生徒の学習意欲や学力、社会性の向上等、児童生徒の生涯にわたって生きる力を育むとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進していきます。

第1 目的

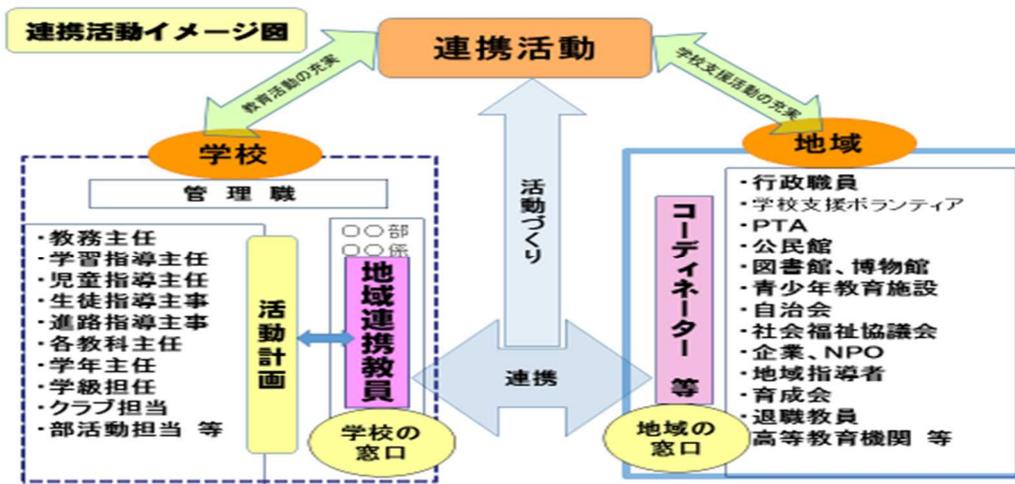
各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的とする。

《p.2 地域連携教員の設置に関する指針》

(2) 地域連携に関する組織的・効果的・効率的な取組の推進

- ・校務分掌に位置付け、学校の窓口を明確にした。
- ・職務（学校と地域が連携した取組の総合調整、連絡調整や情報収集・発信、取組の充実）を明確にした。

- 地域連携に関する校内の体制づくりを進め、学校全体で組織的に取り組むことができる。
- 地域と連携した教育活動を、効果的に進めることができる。
- 学校や地域の情報収集や発信が、より効率的になる。
- 社会教育主事有資格教員の地域連携に関する知識や技術等を生かしていくことで、より充実した活動が期待される。



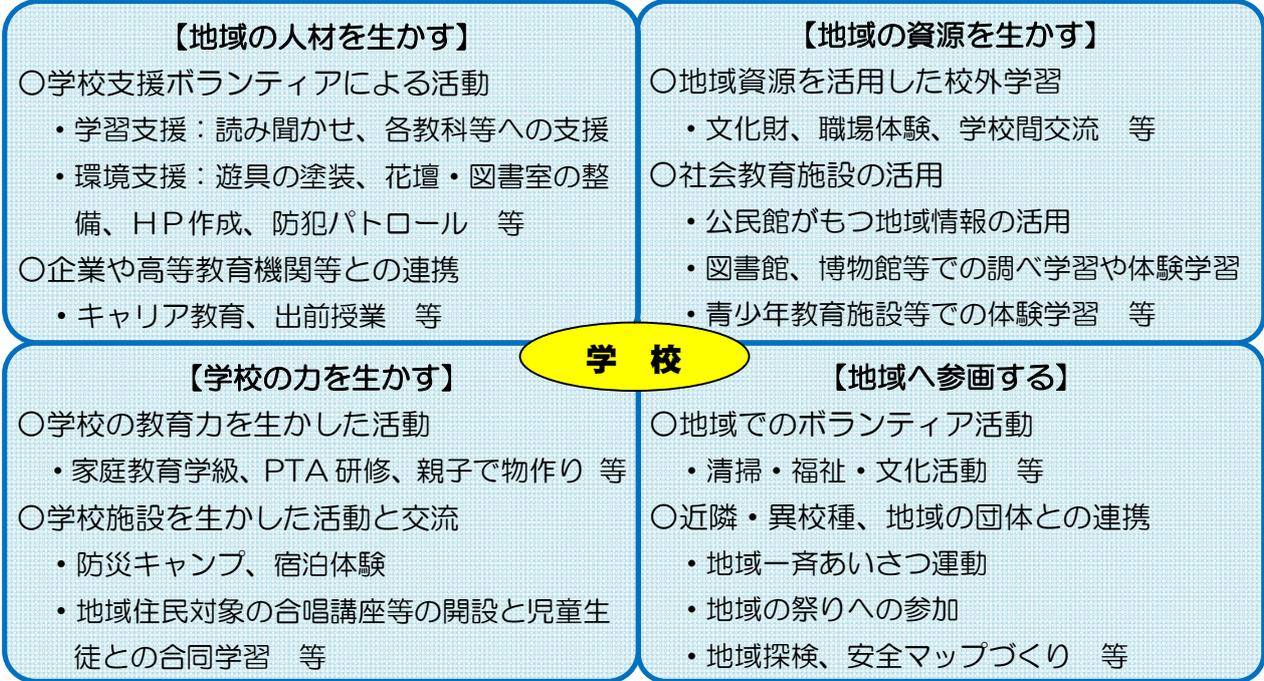
**ガイド
4**

地域連携の視点と期待される効果

活動のねらいを踏まえて、様々な視点から考えてみましょう

地域連携の視点として4つの視点を例示しました。各学校の教育目標や活動のねらい、子どもの発達の段階等を踏まえ、工夫して取り入れることが重要です。

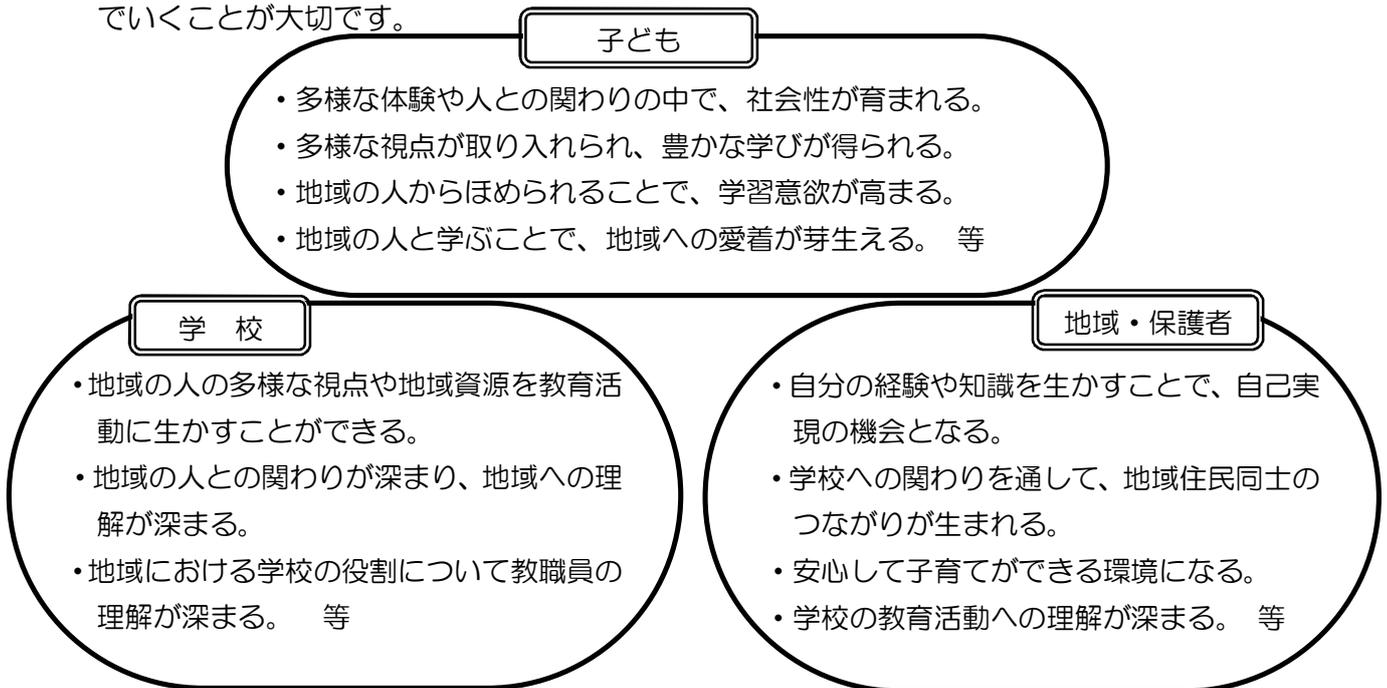
(1) 地域連携の4つの視点 (例)



学 校

(2) 地域連携によって期待される効果

学校と地域が連携した教育活動を充実させていくことで、様々な効果が期待できます。これらの効果を一層高めるためには、お互いに課題を共有し明確な目的をもって取り組んでいくことが大切です。



《参照》・平成27年度全国学力・学習状況調査（一部抜粋）

《p.19 参考資料③》

・地域連携が学校経営に与える効果に関する調査研究（一部抜粋）

《p.20 参考資料④》

**ガイド
5**

地域連携教員の職務

各学校の状況に応じて取り組みましょう

地域連携教員の職務については、学校経営方針を踏まえながら各学校の状況に応じて校内で十分に検討するとともに、校内の体制を整え学校全体で計画的に進めていきましょう。

職務内容

1 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】

- 地域連携に関する計画の作成及び見直し**
 - ・計画の作成（推進目標、努力点及び具体策、活動計画等）及び見直し
 - ・年間活動計画の作成及び見直し、年間指導計画への位置付け 等
- 地域連携に関する校内研修の企画・運営 等**
 - ・地域連携に関する知識・技術等の研修 等

2 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集・発信に関すること【連絡調整や情報収集・発信】

- 地域連携に関する情報収集・発信**
 - ・学校の情報発信と地域の情報収集
 - ・地域連携に関する研修会等への参加と校内への報告 等
- 地域連携に関する活動の連絡調整 等**
 - ・地域連携に関する教育事務所・市町教育委員会等との連絡窓口
 - ・連携する団体やボランティアとの連絡調整
 - ・コーディネーターとの連絡調整 等

3 学校と地域が連携した取組の充実に関すること【取組の充実】

- 地域連携に関する活動の実践**
 - ・担当教科や校務分掌等に応じた地域連携に関する教育活動の実践 等
- 地域連携に関する活動への支援**
 - ・教職員が行う地域連携に関する教育活動への支援 等
- 計画や活動についての評価 等**
 - ・今年度の計画や活動等についての評価と次年度への活用 等

1年間の流れでみると・・・

ある地域連携教員の1年（参考例です）
 （◆印：地域連携教員の活動内容）

何かお困りのときは

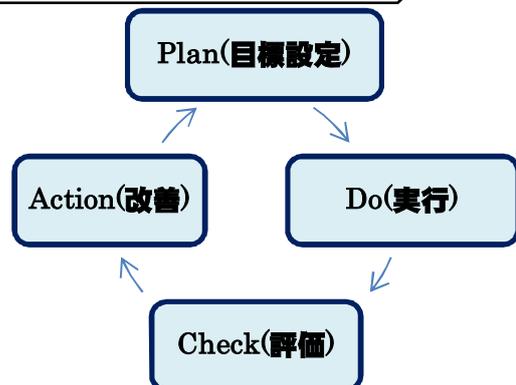
ガイド7
 問い合わせ・相談先

月	活動内容	ガイド
4	◆計画等の周知 ◆地域連携教員の役割や取組に関する話し合い	ガイド6-1 計画の作成及び見直し
5	◆校内研修の企画・運営 ◆研修会への参加・報告	ガイド6-2 校内研修の計画・運営
6	・PTA 総会（校長から説明） ◆事前打合せ用紙等の準備	ガイド6-3 学校の情報発信や地域の情報収集
7	◆同僚が行う研究授業に関する情報提供や授業への支援 ◆活動の参観と振り返り	ガイド6-4 活動に関する連絡調整
8		ガイド6-5 実践と評価の蓄積
9		ガイド6-4 活動に関する連絡調整
10		ガイド6-5 実践と評価の蓄積
11	◆学校公開日・授業実践と振り返り	ガイド6-3 学校の情報発信や地域の情報収集
12		ガイド6-5 実践と評価の蓄積
1	・学校評価の実施と検証（地域連携に関する評価項目も位置付けて実施）	ガイド6-1 計画の作成及び見直し
2	◆今年度の成果と課題	
3	◆次年度へ向けた計画等の作成	

PDCAサイクルの活用

取組を進める過程で、長期、中期、短期的な視点からPDCAサイクルを活用し、活動の成果と課題を確認しましょう。

このサイクルを活用することで、より組織的・効果的・効率的な取組につなげていきましょう。



ガイド 6

地域と連携した活動を進めるために 組織的・効果的・効率的な取組を目指しましょう

各学校の状況に応じ、今までの活動を踏まえながら、できるところから取り組んでいきましょう。また、1年間の主な流れを把握して進めるとともに、PDCAサイクルを活用し、よりよい活動へつなげていきましょう。

6-1 計画の作成及び見直し 推進目標を明確にし、計画的に活動を進めるために

現状把握と分析、課題の明確化

- 自校の現状に合った計画を作成するために、教育目標、児童生徒・保護者・地域等の実態を踏まえるとともに、今までの地域連携に関する取組状況について把握し、それらを分析することで、自校の成果と課題を明確にしましょう。

【現状把握の例】

- ◆地域連携の4つの視点を活用した活動内容について << p.21 参考資料⑤ >>
- ◆学校と地域の状況について << p.21 参考資料⑥ >>
- ◆チェックシートを活用した地域連携の取組状況について << p.22 参考資料⑦ >>
- ◆昨年度の地域連携活動に関する事後評価や学校評価の活用
- ◆地域の方やボランティア、コーディネーターとの情報交換 等

計画の作成及び見直し

- 全教職員が共通理解を図り学校全体で進めるために、推進目標、努力点及び具体策等について明確にしましょう。その際には、学校・家庭・地域の連携の意義を踏まえて作成することが大切です。

【作成例】

- ◆地域連携推進計画として作成 << p.23 参考資料⑧の1 >>
- ◆地域連携推進計画として作成（組織図を明確にした場合） << p.24 参考資料⑧の2 >>
- ◆生涯学習全体計画の一部として作成 << p.25 参考資料⑧の3 >>

年間活動計画の作成及び見直し

- 年間を通して計画的な活動を進めるために、年間活動計画を立て指導計画に位置付けましょう。

【作成例】

- ◆既存の年間活動計画の活用（学校支援ボランティア等） << p.26 参考資料⑨ >>
- ◆校内のニーズ調査の実施による新たな活動の導入 << p.27 参考資料⑩ >>
- ◆組織に応じた地域連携に関する活動の検討 << p.28 参考資料⑪ >>

6-2 校内研修の計画・運営

学校全体でより充実した活動を進めるために

校内研修の計画・運営

●地域と連携した教育活動を、組織的・効果的に推進するためには、校内研修の実施が重要です。校内研修担当者等と連携して、年間の研修計画に位置付け、研修内容や方法を工夫し、教職員全体の地域連携に関する知識や技術等の向上に努めましょう。

【研修目的・内容 例】

◆地域連携の経緯や意義

- ・法令や答申等の流れ
- ・学習指導要領での位置付け
- ・生涯学習社会における学校教育
- ・子どもの生きる力と地域連携
- ・地域とともにある学校づくり
- ・学校・家庭・地域の連携の意義 等

◆地域連携の体制づくり

- ・情報の収集・発信の方法
- ・地域連携についての共通理解（全教職員）
- ・校内の環境整備（地域連携コーナーの設置や地域活動ルームの整備 等）
- ・学校支援ボランティアの受入れ体制
- ・近隣の学校との連携体制 等

◆地域連携に関する活動づくり

- ・教科・領域等における地域連携活動の在り方
- ・地域理解の促進
(歴史、文化、自然、産業、施設、企業 等)
- ・地域資源の活用方法
- ・計画や活動の成果と課題の検証 等

【研修方法例】

研修方法の工夫

- ◆知識の伝達：講話
- ◆問題解決の能力の向上（例）
 - ・思考を広げる：ブレインストーミング
 - ・課題を分類・分析する：付箋紙の活用
 - ・実践に結び付ける：5W1H
- ◆態度・行動変容：ロールプレイング
- ◆課題探求型：事例研究、研究授業
- ◆体験型：実習、見学、フィールドワーク 等

地域連携に関する研修内容について、校内で報告しましょう。

【報告方法の例】

- ◆朝の打合せでの伝達
- ◆資料の印刷配布（大切なポイントや自校で活用できる点に下線 等）
- ◆研修した技能の伝達
- ◆校内の掲示コーナーへの掲載
- ◆共用の情報ファイルへの収集
- ◆校内メールでの配信 等

※参考資料 教員研修の手引き【三訂版】独立行政法人教員研修センター（H26.3）

6-3 学校の情報発信や地域の情報収集

相互の情報を共有し、より充実した活動を進めるために

学校の情報発信と地域の情報収集

●学校と地域の相互の情報を共有するために、情報教育担当者等と連携し、年間を通して効果的に進めることができるよう、時期や対象、方法等について工夫しましょう。

【学校から発信する情報内容の例】

【地域から収集する情報内容の例】

- ◆学校教育目標、経営方針
- ◆年間行事予定と実施内容
- ◆子どもたちの学習や生活の様子
- ◆地域連携に関する取組
- ◆学校評価の結果
- ◆学校支援ボランティア等、必要な支援についての依頼 等

- ◆自治会等、地域の活動団体の状況
- ◆地域の避難場所、防災
- ◆子どもの通学路や防犯
- ◆地域の文化財、社会教育施設
- ◆地域の企業・NPOの活動
- ◆ボランティアの希望 等

- ◆学校がもつ機能や機会の活用
 - ・学校のHP、一斉メール
 - ・学校だより、学年・学級だより
 - ・授業参観日、保護者会
 - ・学校公開日、学校行事
 - ・掲示板に専用コーナー設置
 - ・アンケートや調査 等

- ◆PTA や地域がもつ機能や機会の活用
 - ・PTA総会
 - ・専門部・学年部会、地区別懇談会
 - ・自治会等の地域団体の会議や行事
 - ・回覧板
 - ・地域カレンダー
 - ・情報誌、たより 等

- ◆行政がもつ機能や機会の活用
 - ・HP
 - ・広報紙
 - ・公民館等でのチラシ配布 等

- ◆その他
 - ・新聞やラジオ、テレビ 等
 - ・ボランティアやコーディネーター会議 等

《実践例》

- ・学校だよりを市町内の自治会長を通じて全戸に回覧している。
- ・学校のHPを定期的に更新し、学校の様子を伝えている。
- ・学区内の自治会長や子ども会育成会長との懇談会を実施している。
- ・民生委員や主任児童委員との懇談会を実施している。
- ・校内掲示コーナーに学校支援ボランティアの紹介や地域連携に関する活動状況について掲示している。等

6-4 活動に関する連絡調整

活動の目的を達成するために

連携する団体やボランティア、コーディネーターとの連絡調整

- 活動の目的や内容を踏まえ、連携先に関する情報を収集し、授業者へ提供しましょう。

【連携先の例】

◆公民館・生涯学習センター、地域コミュニティセンター、市民活動推進センター 生涯学習ボランティアセンター、中間支援センター

→ボランティアに関する情報も含め、地域の様々な情報を提供することができる。

◆自治会、青少年健全育成団体、PTA 関係団体、育成会、スポーツ少年団、婦人会

→地域の人材や団体等とのネットワークを通して、学区内の様々な情報を提供することができる。

◆学校支援ボランティアやコーディネーター

→地域のボランティアや活動団体の情報、実践事例等の情報を提供することができる。

◆高等教育機関、博物館、美術館、図書館、青少年教育施設、社会福祉協議会、郷土資料館

→専門的な知識・技術をもった方や団体の情報、体験を中心とした学習プログラムを提供することができる。

◆家庭教育オピニオンリーダー、親学習プログラム指導者

→家庭教育に関する講話やワークショップに関する情報を提供することができる。

◆近隣の小・中・高・特別支援学校の地域連携教員

→地域の情報を共有したり、校種間での連携活動を進めたりすることができる。

その他、消防署、警察署、企業・NPO団体、農業・漁業・林業等の協同組合、退職教員、ジュニアリーダースクラブ（中学生・高校生のボランティア活動団体）等、地域には多くの連携先があります。

困ったときには・・・ 県生涯学習課、各教育事務所ふれあい学習課、県総合教育センター生涯学習部等へ御相談ください。ボランティア情報や各校種に応じた取組事例等について御相談に応じます。

連携先の決定後、具体的な調整へ

- 事前打合せや当日の活動を円滑に進めるため、ボランティア等と授業の担当者が必要事項について正確に確認できるように支援します。また、実施後は、次年度へ向けて資料を蓄積しましょう。

（授業に関する具体的な連絡調整は、授業の担当者が中心になって行います。）

【作成例】

◆事前打合せ用紙の作成

《 p.29 参考資料⑫ 》

（活動目的、活動内容、具体的な依頼内容等の確認）

◆学校からのお願いに関する文書作成

《 p.30 参考資料⑬ 》

（児童生徒と関わる際の守秘義務や人権への配慮等に関わる事項等）

6-5 実践と評価の蓄積

次年度へ向けてよりよい活動を目指して

地域連携活動の実践

- 自分の担当学年や教科・領域等で、今までの実践を踏まえて授業を実践したり、同僚が行う授業について支援したりしましょう。また、授業についてPDCAサイクルを活用して、成果と課題を明らかにしましょう。

活動や計画についての評価

- 評価については、各授業において地域連携活動を取り入れた成果や課題等について評価し蓄積するとともに、地域連携に関する評価項目を学校評価に位置付けるなど、様々な方法で実施し、次の活動や計画に生かしていきましょう。

【評価項目の視点の例】

- ・学校教育目標に保護者や地域住民等の意見が反映されているか。
- ・学校運営へ保護者や地域住民の参画及び協力が得られているか。
- ・学校に対する保護者や地域住民等の意見の把握と対応がされているか。
- ・学校に関する情報が、分かり易く適切な分量で提供されているか。
- ・学校開放等が実施されているか。
- ・地域の自然や文化財、伝統行事等の教育資源が活用されているか。
- ・授業や教材の開発に地域の人材等を取り入れて、よりよいものになっているか。

《参考 「学校評価ガイドライン〔平成22年版〕」文部科学省》

自己評価

各学校の教職員が、設定した目標や計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組等について評価する。

児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価等も参考にします。

学校関係者評価

保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係者等で構成し、自己評価の結果について評価する。

教職員や保護者、地域住民等が学校運営について話し合うことで、課題を共有することにつながります。

学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールです。

第三者評価については、法令上の実施義務や努力義務は課されていませんが、自己評価や学校関係者評価に加えて導入することにより、学校評価全体の充実を図ることができます。

**ガイド
7**

県教育委員会による支援内容及び問い合わせ・相談先

何か困ったことがあったら、相談しましょう。

地域連携に関する計画の作成や校内研修、活動の計画等、何か困った時には、下記の機関に相談しましょう。

支援内容

○地域連携教員を対象に、研修会を実施します。

研修名	新任地域連携教員研修① [悉皆] 6/17	新任地域連携教員研修② [悉皆] 10/17	地区別地域連携教員研修 [必須]	地域連携教員研修 [任意] 1/13
主催	県総合教育センター	県総合教育センター	各教育事務所 ふれあい学習課	県生涯学習課
対象	全新任地域連携教員	社会教育主事有資格者以外の 新任地域連携教員	各教育事務所管内の地域連携 教員	県内の地域連携教員
内容	・地域連携教員の役割と実際 ・教育課程と地域連携活動等	・コーディネーター機能の充実に向けて ・演習等	・地区別での各学校の取組状況の情報交換 ・近隣の学校間の異校種間での活動の充実 ・ネットワークづくり等	・今年度の成果と課題 ・次年度へ向けての方向性等

○地域連携活動に関する情報提供や研修の支援を行います。

- ・地域連携に関する情報の提供や校内研修の企画等、支援を行います。

○県立学校地域連携活動調査研究事業（県立学校3校）を実施します。

- ・地域と連携した特色ある学校づくりを積極的に推進している県立学校（普通科を有する学校1校、専門学科を有する学校1校、特別支援学校1校）を地域連携活動調査研究指定校として指定するとともに、地域連携教員を中心とした学校と地域との連携に係る実践的な研究成果を普及・啓発します。

問い合わせ・相談先

栃木県教育委員会事務局生涯学習課	TEL 028-623-3408
栃木県総合教育センター生涯学習部	TEL 028-665-7206
河内教育事務所ふれあい学習課	TEL 028-626-3183
上都賀教育事務所ふれあい学習課	TEL 0289-62-7168
芳賀教育事務所ふれあい学習課	TEL 0285-82-3325
下都賀教育事務所ふれあい学習課	TEL 0282-23-3422
塩谷南那須教育事務所ふれあい学習課	TEL 0287-43-0176
那須教育事務所ふれあい学習課	TEL 0287-23-2177
安足教育事務所ふれあい学習課	TEL 0283-23-1471

《参考資料① 学習指導要領（一部）》

○小学校

第1章第4の2（12）家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

○中学校

第1章第4の2（14）家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

(14)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

○高等学校

第1章第5款の5（14）家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

(14)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

○特別支援学校（高等部）

第1章第2節第4款の3（6）家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

《参考資料② 第2期教育振興基本計画（一部）》

基本的方向性4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- ・「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により子どもたちの学びを支援するための体制を、平成29年度までに全国の小・中学校区に構築する。また、このような取組を地域コミュニティの形成につなげていく活動を支援する。

20-2 地域とともにある学校づくりの推進

- ・保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図る。このため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡大や実効性ある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権限拡大の促進などの取組を推進する。あわせて、「地域とともにある学校づくり」に必要な学校マネジメント力の強化を図るため、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成と配置、地域連携のためのコーディネート機能や事務機能の強化等を促進する。
- ・学校と地域・社会や産業界等とが連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」とのマッチングの促進などの取組を推進する。

《参考資料③ 平成27年度全国学力・学習状況調査（一部）》

「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査結果」より（全国）

○「学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の方が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか」

- ・小学校 「よく参加してくれる」 (本県：50.3% /全国：40.7%)
「参加してくれる」 (本県：41.3% /全国：43.4%)
- ・中学校 「よく参加してくれる」 (本県：29.4% /全国：27.4%)
「参加してくれる」 (本県：51.5% /全国：42.3%)

○「保護者や地域の方の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか」

- ・小学校 「そう思う」 (本県：50.3% /全国：49.0%)
「どちらかといえば、そう思う」 (本県：41.1% /全国：46.6%)
- ・中学校 「そう思う」 (本県：38.0% /全国：36.1%)
「どちらかといえば、そう思う」 (本県：56.4% /全国：53.9%)

《参考資料④ 地域連携が学校経営に与える効果に関する調査研究（一部抜粋）》

H27.3 県総合教育センター生涯学習部

【対象】：市及び町立小・中学校 540 校並びに県立学校 79 校の校長及び教頭

1 「学校全体」として効果があったと思われること（N=1201）

地域の住民や団体からの協力が得られやすくなった	88.2%
学校からの地域への情報発信が増えた	74.4%
学校行事に協力的な保護者が増えた	70.9%
学校の設備・施設が充実した	17.2%
校内のゴミなどが減って、学校の美化が進んだ	15.5%
教室（特別教室等）の掲示物が充実した	12.3%
学校への苦情が減った	10.8%

2 「教職員」として効果があったと思われること（N=1201）

地域素材を生かした幅広い教育活動を展開する教職員が増えた	61.5%
授業の内容が充実した	43.0%
積極的に学校支援ボランティアに依頼する教職員が増えた	41.2%
家庭（保護者）との連絡をよくとる教職員が増えた	37.3%
地域の行事に参加したり、地域の様子に関心を示したりする教職員が増えた	34.8%
学校内だけでは解決できない子どもの諸課題の解決につながった	27.3%
教職員との（または教職員同士の）意思疎通がうまくいくようになった	14.7%
程よい緊張感が生まれ、教職員のモラルが向上した	14.3%
教職員の校務の負担が軽減された	10.3%
児童生徒に対する教師の言葉遣いがよくなった	2.0%

3 「児童生徒」として効果があったと思われること（N=1201）

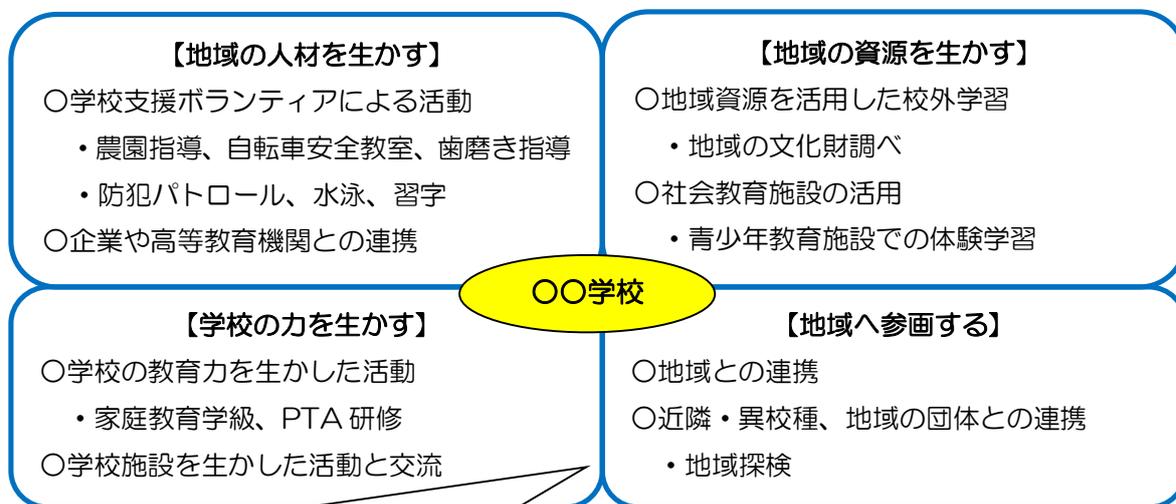
しっかりとした挨拶ができる児童生徒が増えた	69.9%
地域活動に参加する児童生徒が増えた	56.3%
授業に意欲的に取り組む児童生徒が増えた	44.2%
児童生徒の自尊感情・自己肯定感が高まった	33.7%
児童生徒の職業についての意識が向上した	31.3%
学校のルールを守る児童生徒が増えた	17.1%
自分の考えや意見を分かりやすく述べることができる児童生徒が増えた	16.7%
乱暴な言葉を使う児童生徒が減った	7.0%
児童生徒の学力が向上した	4.6%

4 「地域社会」として効果があったと思われること（N=1201）

児童生徒や学校に対する理解が深まり、学校に協力的な人が増えた	89.3%
地域の子どもたちを地域全体で育てていこうとする意識が広がった （地域の教育力）	66.4%
地域の安全・安心が確保されるようになった	50.5%
学校支援ボランティアの人数が増えた	38.8%
地域づくり・まちづくりに対する機運が高まった	18.6%
地域にある団体の活動が活発になった	15.2%

《参考資料⑤ 地域連携の4つの視点を活用した活動内容について（例）》

自校の地域連携活動を教科・領域等から洗い出すとともに、「地域から学校へ」「学校から地域へ」という視点から活動の傾向を把握し、今後の取組の参考にする。（以下の4視点全てに取り組みなければならないということではなく、地域連携の様々な視点から教育活動との関連を踏まえ、適切な活動を取り入れていくことが大切です。）



本校では学校支援ボランティア活動によく取り組んでいる。今後は、教育活動との関連を踏まえ、企業や高等教育機関との連携についても検討していくことも必要ではないか。

《参考資料⑥ 学校と地域の状況について（例）》

学校と地域の状況について、組織体制や情報収集・発信、活動内容等の視点から、よさや課題について把握し、今後の計画作成へ生かす。

	学校の状況	地域の状況
よ さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やボランティアへの対応や連絡等、教職員の協力態勢ができています。 ・学校農園がある。 ・全体の方向性が決まれば、その方針に従って確実に実行できる教職員が多い。 ・市から予算の支援が得られている。 ・定期的に学校だよりを出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の偉人に関する史跡が残っている。 ・自然環境が豊かである。 ・農家が多く、畑作の技術をもつ人が多い。 ・保護者は協力的である。 ・読み聞かせグループ、サイクリング協会、学校医等、協力的である。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携推進計画が作成されていない。 ・地域への参画がほとんどない。 ・学校施設を生かした活動が少ない。 ・地域をよく知る職員が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の祭りや子ども会育成会と学校のつながりがやや弱い。 ・地域にコーディネーターがいない。

○年間活動計画を作成することで、全体の方向性が決まり、教職員のモチベーションがより一層高まるのではないか。

○学校の情報発信の方法を工夫したり、地域の情報を積極的に収集したりすることで、地域の教育力を生かしたより充実した教育活動が展開できるのではないか。

《参考資料⑦ チェックシートを活用した地域連携の取組状況について（例）》

計画や校内研修、情報収集・発信、地域の教育力を生かした授業実践等について確認し、校内の取組状況について把握する。

	学校と地域の連携に関するチェック項目例	チェック (評価)	成果や課題への対応
1 地域連携に関する学校全体の取組について			
①	地域連携に関する計画や年間活動計画を作成し、全教職員間で確認した。		
②	地域連携に関する校内研修を位置付けて実施した（実施予定である）。		
③	学校に関する必要な情報を、適切な機会に保護者や地域住民へ伝える工夫をしている。		
④	地域の情報や意見、要望等を把握し、教職員間で共有する工夫をしている。		
⑤	地域連携活動を教科等の年間指導計画に位置付け、実践している。		
⑥	地域連携に関する計画や活動について評価を行い、その結果を教職員や保護者、地域住民等で共有する工夫をしている。		
⑦	項目については、各学校の推進目標や努力点、学校評価の項目等を踏まえて、検討しましょう。		
⑧			
2 教職員の取り組みについて			
①	教職員は、地域の特色について理解している。		
②	教職員は、保護者や地域住民とのコミュニケーションを積極的にとっている。		
③	教員は、地域連携の目標や努力点、具体策等を理解し、自分の担当教科等に地域連携活動を取り入れた授業を実践している。		
④	教職員は、地域と連携を図った授業や活動の成果を積極的に保護者や地域住民へ伝えている。		
⑤	教職員は、活動について評価を行い、次へ生かす工夫をしている。		
⑥			
⑦			
⑧			

《参考資料③の1 地域連携推進計画1（例）》

地域連携推進計画（例）

〇〇学校

<p>法令や答申等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法 ・栃木県教育振興基本計画 2020 ・〇〇市町教育計画 ・〇〇市町教育方針 	<p>学校教育目標</p> <p>例) 豊かな心を育み、自ら考え行動し・・・</p>	<p>実態や願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒 ・地域 ・保護者 ・教師
---	--	--

<p>地域連携に関する課題</p> <p>例) 校内の組織体制、地域との連携体制、教育活動の充実にに関する課題</p>	<p>地域連携推進目標</p> <p>例) 学校教育目標との関連や地域連携に関する課題、学校課題との関連を踏まえ、子どもの生きる力の育成や地域に根ざした特色ある学校づくりにつながる目標を設定する。</p>	<p>学校課題との関連</p> <p>例) 地域との連携を通して解決したい学習指導や生徒指導、進路指導等に関する課題</p>
---	--	--

努力点及び具体策（各教科・領域等）

--

関係機関等	地域と連携した主な活動

学年・学級経営

--

《参考資料③の2 地域連携推進計画2（例）》

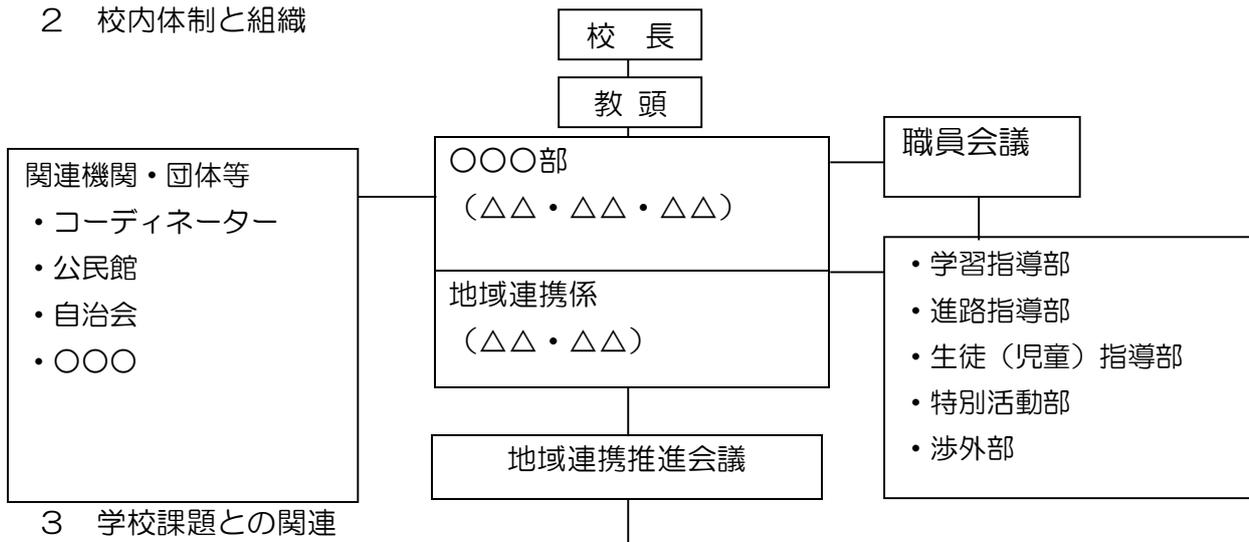
地域連携推進計画（例）

〇〇学校

1 地域連携推進目標

- 〇〇〇・・・・
- 〇〇〇・・・・

2 校内体制と組織



3 学校課題との関連

学校課題との関連	
例) 地域との連携を通して解決したい学習指導や生徒指導、進路指導等に関する課題との関連	
主な地域連携活動（各教科・領域等）	

4 年間活動計画

月	1年	2年	3年
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

《参考資料⑨ 年間活動計画（例）》

【平成〇〇年度地域連携年間活動計画】（例）

※既存の計画(学校支援ボランティア年間活動計画等)を基にして、他の地域連携活動を追記してもよい。

(☆印:昨年度実施)

	4・5月	6月・7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	☆生活 野菜の苗植え 〇〇 〇〇 (連絡先)				国語 たぬきの糸車 〇〇 〇〇 (連絡先)		☆生活 昔の遊び 保護者		
2年	☆生活 野菜の苗植え 〇〇 〇〇 (連絡先)	☆生活 生き物さがし 保護者				図工 年賀状作り 〇〇 〇〇 (連絡先)			
3年	☆総合 野菜の苗植え 〇〇 〇〇 (連絡先)		☆総合 大根作り 〇〇 〇〇 (連絡先)	国語 戦時中の生活 〇〇 〇〇 (連絡先)	図工 くぎうちトントン 〇〇 〇〇 (連絡先)	社会 農家の仕事 (花作り) 〇〇 (連絡先)	☆社会 農家の仕事 (いちご) 〇〇 (連絡先)	☆総合 福祉体験 (車いす体験) 社会福祉協議会	
4年	☆総合 野菜の苗植え 〇〇 〇〇 (連絡先)	図工 のこぎりの使い 方 〇〇 〇〇 (連絡先)	☆総合 白菜の苗植え 〇〇 〇〇 (連絡先)		書写 〇〇 〇〇 (連絡先)		☆総合 点字体験 社会福祉協議会		
5年	☆総合 サツマイモの苗植 え 〇〇 〇〇 (連絡先)	社会 沖縄の気候・文化 〇〇 〇〇 (連絡先)		☆家庭 ミシン縫い 〇〇 〇〇 (連絡先)	道徳 〇〇 〇〇 (連絡先)	音楽 民謡に親しもう 〇〇 〇〇 (連絡先)		☆家庭 茶道教室 〇〇 〇〇 (連絡先)	社会 河川の保護 〇〇 〇〇 (連絡先)
6年	理科 ジャガイモの植付け ☆総合 サツマイモの苗植え 〇〇 〇〇 (連絡先)		☆家庭 エプロン制作 〇〇 〇〇 (連絡先) ☆学活 福祉センター		社会 戦争の話 〇〇 〇〇 (連絡先)	国語 短歌・俳句 〇〇 〇〇 (連絡先)	音楽 能楽と雅楽 〇〇 〇〇 (連絡先) ☆社会 租税教室	理科 環境学習 〇〇 〇〇 (連絡先)	総合 ドリームマップ 〇〇 〇〇 (連絡先)
全校で行うもの	☆教材園整地 〇〇 〇〇 ☆図書館ボランティア 〇〇 〇〇 (連絡先) ☆読み聞かせ ひまわり会 (連絡先)	☆学活(食育) 〇〇〇〇栄養教 諭 (給食センター) 〇〇池観察会 〇〇 〇〇 (連絡先)	落語 〇〇 〇〇 (連絡先) ☆にこにこタイム 〇〇 〇〇 (連絡先)	☆読み聞かせ ひばりの会 (連絡先) ☆科学・工作クラブ ミサンガ作り 〇〇 〇〇 (連絡先)	☆環境 EM菌の培養 〇〇 〇〇 (連絡先)	牛乳パックの箱作 り 〇〇 〇〇 (連絡先)	☆冬鳥観察会 〇〇 〇〇 (連絡先) 〇〇 〇〇 (連絡先)	☆交通指導員さん に感謝する会 〇〇 〇〇 (連絡先)	

《参考資料⑩ 校内のニーズ調査（例）》

校内のニーズ調査について

今年度の授業や学校行事、校内の環境整備等の中で、学校支援ボランティアの受入れを希望したり、地域の施設や団体等と連携して学習したりする計画がありましたら、下記に記入して係まで提出してください。

【第〇学年】

月	教科・領域 行事等	活動内容 (依頼内容・時間数)	必要な人材や施設・団体等
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

《参考資料⑪ 組織に応じた地域連携に関する活動（例）（県立高等学校の場合）》

組織に応じた地域連携に関する活動計画を検討し、年間活動計画を作成しましょう。

教務部

- ・学校の年間計画や活動の状況等の地域への発信
- ・HPの充実、学校だよりの発行や地域の自治会等への回覧
- ・地域の行事等への学校施設の開放等の調整
- ・地域の行事等の情報を教職員、生徒への確に周知
- ・地域の教育力を生かした学校行事等の企画・運営
- ・地域の声を生かすための学校評価の工夫

学習指導部

- ・各教科等における専門的な技能をもった地域の方の協力促進
- ・地域の教育資源（施設等）を生かす工夫
- ・高校生が小・中学生の学習を支援する機会の充実
- ・様々な機関等と連携した体験的な学習の推進

進路指導部

- ・地域の人材を生かした進路に関する講話の実施
- ・地域の商工会等と連携した職業体験（インターンシップ）の充実、促進
- ・大学等高等教育機関と連携した授業体験等の進路指導の充実

生徒指導部

- ・生徒と地域の方や保護者等が連携した交通安全運動の実施
- ・生徒が作成した交通安全マップ等の地域への普及・啓発
- ・地域の人材等を生かした各種の講話
- ・生徒の力を地域の防災・減災に役立てる視点からの防災・避難訓練の実施
- ・学校、保護者、地域が一体となったいじめ防止に向けた取組の充実

特別活動部

- ・生徒会やJRC部等を中心としたボランティア活動の推進
- ・通学路の清掃等の地域貢献活動の推進
- ・部活動等で高校生が小・中学生と交流する機会等の充実

渉外部

- ・PTAの力をより生かした教育活動や学校行事の促進
- ・同窓会の力をより生かした教育活動や学校行事の促進
- ・地域の自治会等と連携した教育活動や学校行事の促進

◀参考資料⑬ 学校からのお願い(例) ▶

学校からのお願い

〇〇学校

- 1 玄関の訪問者名簿に入校時刻を記入し、名札をつけてください。お帰りになる時も、名簿に退校時刻を記入してください。(約束の時間に間に合わない場合は、すぐに御連絡ください。)
- 2 子どもたちと接するときには、ボランティアの方も指導者です。
 - ・ 子ども一人一人の人格を大切に、公平に接してください。
(名前の呼び方や「男だから・女だから」などの性差別表現に気を付ける。)
 - ・ 子どもの努力を認め、ほめることを大切にしてください。
 - ・ 体罰や暴言は禁止です。
(子どもの容姿や体型、家庭環境、能力や態度等に配慮した言動を心がけてください。)
 - ・ 政治、宗教、営利目的の活動は禁止です。
- 3 子どものプライバシー保護のため、子ども及びその家庭状況等について知り得た秘密事項を外部へ漏らしたり、画像等をインターネット等へ投稿したりすることは禁止です。
- 4 子どもたちも私たちも、皆さんと一緒に楽しみながら活動していきたいと思しますので、何か気付いたことや困ったことがあったら、ぜひ伝えてください。

学校と地域を結ぶ地域連携教員のガイドブック
[平成28年度版]

平成28年3月発行

発行者：栃木県教育委員会

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3408 FAX 028-623-3406

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/tiikirenkeikyouinkatudosienzigyou.html>

